

ART SETOUCHI メインビジュアル・公式ロゴ使用規程

瀬戸内国際芸術祭実行委員会(以下、「実行委員会」という。)以外の者が ART SETOUCHI のメインビジュアルおよび公式ロゴ(以下、「公式ロゴ等」という。)を使用する場合は、次のとおり取扱うものとする。

1 使用基準

公式ロゴ等は、次の基準を全て満たす広報物等について使用することができる。

- (1)ART SETOUCHI の広報を目的としていること
- (2)広報効果が期待できること
- (3)ART SETOUCHI のブランドイメージが維持できること
- (4)公式ロゴ等を用いるのにふさわしい媒体であること
- (5)直接的な商業的利用でないこと

2 申請者

公式ロゴ等の使用申請ができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)実行委員会構成団体

実行委員会構成団体は、原則として、実行委員会が作成した公式ポスター、チラシ等の広報物を使用するものとするが、特に実行委員会が認めた次のものに限り、公式ロゴ等の使用を認める。

- ①自治体発行の広報誌等
- ②ART SETOUCHI に関連する広報物等(島内マップ、航路時刻表等)
- ③ホームページ

(2)NPO 法人瀬戸内こえびネットワーク

瀬戸内国際芸術祭ボランティアサポーターとしての活動を行うにあたり、特に実行委員会が認めた次のものに限り、公式ロゴ等の使用を認める。

- ①ART SETOUCHI に関連する広報物等
- ②こえび隊募集にかかる広報物等
- ③ホームページ

(3)ART SETOUCHI 参加作家、ART SETOUCHI イベント等の主催者

ART SETOUCHI 参加作家、ART SETOUCHI イベント等主催者が PR 活動を行うにあたり、特に実行委員会が認めた次のものに限り、公式ロゴ等の使用を認める。

- ①参加作品の紹介チラシ
- ②イベント又はワークショップ等の告知チラシ
- ③イベント又はワークショップ開催時の配布チラシ
- ④ホームページ

(4)その他、実行委員会会長が特に認める者

3 申請手続き

- (1)申請をしようとする者(以下、「申請者」という。)は、第1号様式を実行委員会に提出する。
- (2)実行委員会は、使用基準等に照らし、適当と認めるときはその結果を第2号様式又は承認できないときはその結果を第3号様式により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。
- (3)使用が認められた者については、実行委員会から公式ロゴ等のデータを使用マニュアルとともに提供する。
- (4)デザイン原稿は、事前に実行委員会に提出し、デザイン監修を受ける。
なお、実行委員会は必要に応じてデザインの修正指示を行う。修正指示に従わない場合は、公式ロゴ等の使用を認めないものとする。
- (5)実行委員会は、必要に応じて承認後の使用状況について報告を求める。報告の求めに応じない場合は、公式ロゴ等の使用を認めないものとする。
- (6)実行委員会が認めた者については、上記申請書の提出を省略することができる。

附則 この規程は平成29年6月1日から適用する。

附則 この規程は令和3年6月1日から適用する。